

研究ノート

株式会社における資本と配当の概念変化

高岡義幸*

目次

- I. はじめに
- II. 近年の会計思考の動向
 - A) 国際的統合化
 - B) 収益・費用アプローチから資産・負債アプローチへ
 - C) 取得原価主義から時価主義へ
- III. 資本制度の変遷
 - A) 資本金の元来の機能
 - B) 資本金と株式との関係の変遷
 - C) 資本と利益の関係
- IV. 配当概念の変革
 - A) 資本の部／純資産の部の構成
 - B) 新たな配当概念とその原資
- V. おわりに

I. はじめに

経済・経営のグローバル化には目を見張るものがある。国境を越えたビジネスが日常的なものと言えるほど増大した結果、企業会計の分野でもグローバル化に対応した数々の制度変更が必要となり、わが国においてもこれに対応した多くの制度改正が行われている。近年の会計制度の一連の改正は会計制度それ自体の変化として捉えなければならないことは言うまでもないが、その基礎にある株式会社の本質転換という問題も看過してはなるまい。

筆者はこれまでに、明治のわが国最初の商法制定から2005年の会社法制定までの

* 広島経済大学経済学部教授

商法改正を株式会社の設計思想の変遷という視角から分析しその動向をとらえてきた。また各論としては、最低資本金規制の導入と廃止や、役員賞与の費用化の背後にある株式会社の設計思想の変化を考察してきた。本稿はこれらに次ぐ研究として位置づけられるものであり、資本制度や配当概念の変化として現れる株式会社の本質転換をとらえる研究への準備を目的とするものである。したがってこれらの制度改正を会計学の立場から考察するものではない。

II. 近年の会計思考の動向

A) 国際的統合化

経済・経営のグローバル化に伴って会計制度にもグローバルな規模で新しい動きが生じている。それは国際的に統一された会計基準を作成する試みである。国際的な資本調達・投資が拡大してくると経営情報の国際比較を容易にする手段が必要になる。この課題に対して主要国間の交渉が行われてきたが、ついにアメリカ財務会計基準審議会 (FASB) と国際会計基準審議会 (IASB) が手を組んで基準作りの調整に乗り出した。さらにこれに加えて経済的影響力を高めてきた EU が IASB と協力して国際財務報告基準を採用する姿勢を見せたために、アメリカと EU の主導の下に国際的な統一的基準を作成する方向性が固まったようである。⁽¹⁾

このような状況に対応して、わが国も国際会計基準の受け入れと定着を迫られてきた。平成9年から平成11年にかけて相次いで行われた、量と質の両面にわたる大きな会計制度改正、いわゆる会計ビッグバンはこの対策であったとすることができる。⁽²⁾ ちなみに、わが国の企業会計基準委員会は2011年6月末までに会計基準を全面的に共通化することで国際会計基準審議会と合意している。

B) 収益・費用アプローチから資産・負債アプローチへ

近年みられる会計思考の変化は「収益・費用アプローチ」から「資産・負債アプローチ」への移行だといわれている。これが世界的に強い影響力を持つ経済大国アメリカの財務会計基準審議会によって推し進められているために、わが国においても、いわゆる会計ビッグバン以降この動向に沿った制度改正がなされてきた。⁽³⁾

従来、特に1900年代半ばから1990年代にかけて、わが国では収益・費用アプローチと言われる会計思考に基づいて制度が形成されてきた。このアプローチは収入・支出を先ず把握して、そこから一定のルールに基づいて収益・費用を確定し、残った収入・支出を資産・負債・純資産とする方法である。この方法では商品が現金あるいは現金に近いものに変ったときにはじめて収益が認識される、いわゆる実現

主義によって収益が把握される。逆の方向から見れば、これは商品が販売される以前には価値増加を認識しない原則でもあるため、支出は自ずから取得原価そのものとなり、資産も取得原価で評価される。

これに対して今日採用されつつある資産・負債アプローチでは資産が将来の経済的便益として定義され、またそれは将来、直接的または間接的にキャッシュフローの流入に貢献するものとされている。そのため資産の評価原則もその資産が将来企業にもたらすであろうキャッシュフローの現在価値を基本とするものになる⁽⁴⁾。

C) 取得原価主義から時価主義へ

わが国において会計ビッグバン以降行われてきた制度改正の内容を別の角度から確認しておこう。それは会計目的の重点移行に触発されて行われている改正とすることができよう。ビッグバン以前のわが国においては期間損益計算を最重要目的としていたため、収益・費用アプローチと結びつきやすい取得原価主義会計が支配的な地位を占めてきた⁽⁵⁾。しかし近年、投資家から企業に対して将来キャッシュフローを予測するのに役立つ企業成果などを開示する要求が高まり、会計報告を作成する目的がこれに移行せざるを得なくなっている。そのため、原価基準を基本とする従来の企業会計基準を時価基準を基本とするものに転換する作業が行われている。これも国際会計基準が採用している基準に沿うたものである。またこのような投資家からの要求が増大した結果、証券市場（資本市場）の重要性が高まっているために、法律の面でも金融商品取引法（旧証券取引法）や公認会計士法の重要性が相対的に高まっている⁽⁶⁾。

III. 資本制度の変遷

A) 資本金の本来の機能

資本金が担う本来の機能は株式会社設立時および増資時に財産を確保することである。資本確定の原則と言われている。さらに設立後の資本金の意義は、株主と会社債権者との間の利害調整機能にも見出される。すなわち株主への過大な配当により会社財産が食いつぶされて会社債権者の利益が害されることを阻止することである⁽⁷⁾。これは資本維持の原則と言われている。

B) 資本金と株式との関係の変遷

1) 額面制度の歴史

まず最初に額面制度に着目して、わが国における資本金と株式との関係の変遷を

見てみよう。大略下記のように⁽⁸⁾なっている。

a) 1899 (明治32) 年の商法制定から1950 (昭和25) 年の商法改正前まで

明治32年、わが国に株式会社制度が導入されたときには額面株式のみでスタートしている。この時の額面は50円である。その後1948 (昭和23) 年に株式所有の普及を目的として額面は一時20円に引き下げられている。

b) 1950 (昭和25) 年の商法改正から1981 (昭和56) 年の商法改正前まで

昭和25年の改正商法で無額面株式が導入され、額面株式と無額面株式の併用時代に入っている。無額面株式の導入は資本金と株式の関係が切断されることを意味するものである。したがって昭和25年はわが国において資本金と株式の関係が切断され始めた年であると言うことができよう。なお、このとき、会社を新規に設立する場合の額面株式の額面は500円に引き上げられている。

c) 1981 (昭和56) 年の商法改正から2001 (平成13) 年の商法改正前まで

昭和56年には会社が新規に設立される場合の額面株式の額面が50,000円に引き上げられている。また無額面株式の場合も最低発行価額が50,000円に設定されている。資本金の裏付けとしての資産の確保が強調された時期である。

d) 2001 (平成13) 年の商法改正以降

平成13年には額面株式が廃止され、わが国の株式会社は無額面株式のみの時代に入っている。株式が全面的に無額面化されるということは資本金と株式の関係がほぼ完全に切断されることを意味する。また一株当たり50,000円以上の資産を確保するという規制もこの商法改正で撤廃され、会社は一株の大きさを自由に決めることができるようになってきている。資本の確定に対する認識が大幅に後退していると言えよう。

2) 資本三原則の視角から見た資本制度の変遷

前項と密接に関連する内容であるが、少し角度を変えて資本三原則の視角から、わが国における資本制度の変遷を見てみよう。ちなみに資本三原則とは、①会社設立時および増資時に会社財産を確保するという資本確定の原則、②資本額を任意に変更してはならないという資本不変の原則、③会社存立中は資本に相当する資産は維持しなければならないという資本維持の原則を指す。

a) 1899 (明治32) 年の商法制定から1950 (昭和25) 年の商法改正前まで

この時期、資本金の額と株金総額は一致しており、資本金と株式は密接に関係している。したがって資本確定原則は実現されており、資本金は株式会社における財産基盤を確保する働きを有している⁽⁹⁾。

b) 1950 (昭和25) 年の商法改正から1981 (昭和56) 年の商法改正前まで

昭和25年の改正商法で無額面株式と授権資本制度が導入されたため、この時点で資本金と株式の関係の切断が始まり、以後、資本金の額と株金総額が一致しないケースが増大してくる。したがってこの時期は資本確定原則が徐々に曖昧にされ始める時期だと言える。

具体的な規定を見てみると、発行可能な株式総数（いわゆる授権資本）は定款の絶対的記載事項となっているが、逆に資本金の総額は定款の絶対的記載事項ではなくなっている。設立時には資本金への組み入れ額を定めることが要求されているため資本確定は維持されている。しかし他方で、増資時には発行計画株数が必ずしも全て引き受けられなくても増資ができるので、資本確定が部分的に放棄されている⁽¹⁰⁾と言えよう。

c) 1981（昭和56）年の商法改正から1990（平成2）年の商法改正前まで

この時期にも原則としては発行価額の総額を資本金に組み入れることとなっている。ただし発行価額の1/2を超えない額を資本金に組み入れずに資本準備金とすることができる。したがって、額面総額と資本金額が等しいという関係は完全になくなってと言えよう。このように資本金と株式との関係が切断された結果、資産的裏づけとしての資本金の概念が変わっている。すなわち従来、資本金は「実際に払い込まれた実物財産」と考えられていたが、これが実物財産の裏づけを必ずしももたない「会社が維持すべき一定額」とされている⁽¹¹⁾。しかし、さすがにこれでは従来資本金に期待されてきた債権者保護機能を維持することが困難だとして、以後一時期、資本金の裏づけの強化が図られる。

d) 1990（平成2）年の商法改正から2001（平成13）年の商法改正前まで

この時期には論理的に相反する二つの制度が導入されている。その一つが最低資本金規制である。わが国に株式会社制度が導入されて以来、最低資本金規制はなかったが、これが平成2年に初めて導入され、この時から株式会社では設立時に最低1000万円の資本金を確保することが求められている⁽¹²⁾。資本充実の強化である。しかし折しもバブル経済崩壊後の不況に直面し、この最低資本金規制は起業促進の妨害要因だと考えられるようになる。そのため、この規制は導入後まもなく緩和への道をたどり、早くも2000年には実質的な廃止に追い込まれている。

この動きと並行して資本政策に大きな転換が生じている。消却特例法の制定（平成9年）とその改正（平成10年）である。この法律は配当財源として資本準備金の取り崩しを認めるものである。すなわち株主に対して利益の配当のみならず、資本からの払い戻しも認められるようになったのである⁽¹³⁾。これは株主と会社との関係に大きな転機をもたらすものと言えよう。

e) 2001 (平成13) 年の商法改正以降

平成13年には金庫株の解禁も行われている。これは自己株式取得規制の緩和が完了したこと、すなわち株主への会社財産の払い戻しが大幅に自由化されたことを意味する措置である。また社内に保持すべき一株あたりの純資産額規制が廃止されて株式の大きさは会社が自由に決めることができるようになってきている (単元株制度)。このように、この年の商法改正によって資本金と株式の関係切斷は完了したと⁽¹⁴⁾言うことができよう。

2005 (平成17) 年に成立した会社法では従来のこの動向がさらに徹底化され、資本金と株式の関係は完全に切斷されていると⁽¹⁵⁾言うことができよう。なぜなら、設立時に発行する株式について①最低発行価額の規定もなく、②発行すべき株式数の規定もないからである。そのために会社法上、資本金は1円で株式会社を設立できるようになっている。会社経営における資本金の存在意義の相対的低下を象徴する事態と言えよう。

C) 資本と利益の関係

1) 資本と利益を区分することの意義

最初に、資本と利益を区分することの意義を確認しておこう。資本と利益の区分には二つの意味がある。一つは「資本取引と損益取引の区分」であり、いま一つは「払込資本と留保利益の区分」である。ここでは後者の視角から考察してみよう。この区分を明確にすることの基礎には「資本維持」を確かなものにする意図がある。すなわち、配当として社外に分配する原資は留保利益に限定し、拠出資本は維持するという意図である。これは会社の信用の基礎を資本に置き、そのために資本確定、資本維持・充実、資本不変などを⁽¹⁶⁾実現しようという論理に沿うものである。

これとは逆に資本と利益の区分を曖昧にすること、両者間の垣根を低くすることは資本を維持する意識の低下を意味する。具体的には、社外に流出する配当の原資を留保利益だけに限定せず、場合によっては拠出資本からも配分することを許容する考え方である。これは資産から負債を差し引いたもの全体を株主の持分とする認識に近いものであり、アメリカではこの差し引き分に対して equity という語が当てられている。これは誰かに帰属するニュアンスを含む語である。次項では日米両国における資本と利益の関係の変遷を見てみよう。

2) アメリカ

a) 19世紀：両者の区分がまだ曖昧で不十分な時期

この時期、資本に関する認識が今日ほど明確ではなく、資本と利益の区分はまだ不十分であった。そのために資本剰余金と利益剰余金の区別も明確にはされず、配当原資として資本剰余金も使われていたようである⁽¹⁷⁾。当時は株式会社自体の脆弱な経済的状況を反映して、もっぱら債権者保護に重点が置かれていたようである。債権者保護の理念を実現するために行われた関連政策は下記の二点である⁽¹⁸⁾。

①資本金の維持を要求する配当規制

②支払不能を防止する配当規制

b) 1920年代：資本と利益の区分が始められた時期

この時期アメリカでは無額面株式が導入され、株式会社内には払い込み剰余金の発生が常態化するようになってきている。このような状況を踏まえて資本剰余金を利益剰余金と区分する意識が高まったようである。具体例としては、1927年オハイオ会社法で払込剰余金または資本剰余金と利益剰余金の分別経理が要求されている。しかし、資本剰余金からの配当はまだ可能であった⁽¹⁹⁾。

c) 1930年代：資本と利益が明確に区分され始める時期

1930年以前は法定資本ないし表示資本の維持のみが求められていたのに対し、1930年代には拠出資本 (contributed capital) ないし払込資本 (paid-in capital) の維持が求められるようになってきている。

1930年にアメリカ公認会計士協会 (AIA) の利益剰余金定義委員会から出された報告書では、資本剰余金と利益剰余金の区分が明確に打ち出されている。その後、下記のような政策が相次いで打ち出されている。

1931年：カリフォルニア会社法で資本と利益の区分を明確化する方針が出され、配当も留保利益からのみ行うことになっている。

1934年：AIA 五原則で、資本剰余金と利益剰余金の明確な区分を要求する会計原則が提示されている。

1938年：アメリカ公認会計士協会の「SHM 会計原則」でも資本と利益の明確な区分が主張されている。

このように1930年代のアメリカにおいては資本 (拠出資本) と利益 (留保利益) は区別するのが基本で、拠出資本ないし払込資本の維持を求める会計原則が主張されている。そして配当原資は稼得資本 (earned capital) のみとされている⁽²¹⁾。

続いて1941年に出されたアメリカ会計学会の「株式会社財務諸表の会計原則」でも払込資本と利益剰余金の明確な区分が提示されている。

d) 1980年代：政策転換が明確になり、資本と利益の区分が曖昧になる時期

1980年には、アメリカ各州の会社法に強い影響力を持つ模範事業会社法の大改正

が行われ、下記のような画期的な方針が示されている。

①従来の資本維持制度を廃止＝法定資本制度の廃止

②新たな配当概念の提示：利益配当のみならず、会社による自己株式の取得と株式の償還を含む。ここには資本維持認識の後退が明確に見られる。⁽²²⁾

1985年に財務会計基準審議会が公表したSFAC（財務会計概念ステートメント）6号「財務諸表の構成要素」では次のような方針が示されている。ここには資本と利益の区分に消極的な姿勢が窺われる。⁽²³⁾

①資産から負債を控除した純資産額を持分（equity）と称す。

②この持分は残余財産（residual interest）であり、所有者權益（ownership interest）である。

③持分の源泉区分には消極的。

e) 最近のアメリカでは引き続き資本と利益の区分に揺らぎが見られ、両者の区分は強調されない傾向がある。資産から負債を差し引いた差額である純資産を、資本ではなく持分（equity）と呼ぶことが定着しつつある。持分は維持理念を伴わない用語であり、ここにも資本維持理念の後退を窺うことができる。⁽²⁴⁾このような動向はアメリカの会社観の基礎にある法人擬制説と論理系列を同じくするものと言えよう。

3) 日本

a) 第二次大戦後～1994(平成6)年：資本と利益を明確に区分する時期

前に見たとおり、資本と利益の区分原則は歴史的にはアメリカで生まれ、その後わが国に導入されている。そのため下記のようにわが国でも両者を明確に区分するのが会計基準の基本であった。

1949年：「企業会計原則の一般原則三」によって、資本と利益を明確に区分する原則が導入されている。1950年の、アメリカの会社制度を大々的に取り入れた改正商法でも資本（拠出資本）と利益（留保利益）を区分する考え方が貫かれている。具体的には次の通りである。⁽²⁵⁾

①法定準備金を利益準備金と資本準備金に区分する。

②資本準備金は額面超過額、払い込み剰余金、減資差益、合併差益からなる。

③配当財源は原則として留保利益に限定し、資本準備金は配当財源としない。

しかしその後1990年代になると、アメリカと同様に両者の区分が曖昧にされ、両者間の垣根を低くする動向が現われる。⁽²⁶⁾

b) 1994（平成6）年以降：区分の曖昧化が始まり進展する時期

この時期はわが国における資本と利益の区分制度にとって大きな転換が始まった

時期である。具体的には下記のような制度改正が行われている。

1994（平成6）年には自己株式の取得規制が緩和され、使用人への譲渡と株式消却のための取得が可能になっている。自己株式の取得は株主への会社財産の払い戻しと考えられる方策である。

1997（平成9）年には自己株式の取得がさらに緩和され、ストックオプションのための取得も可能になっている。さらに消却特例法が制定されて消却目的の取得にも道が開かれている⁽²⁷⁾。

1998（平成10）年には消却特例法が改正されて下記のような制度が導入され、資本と利益の垣根がさらに低くなっている。

- ①資本準備金を財源とする株式消却が可能となっている。ちなみにこれは払込資本の払い戻しを意味する⁽²⁸⁾。
- ②法定準備金についても画期的な改正が行われている。この年までは法定準備金は欠損の填補と資本組み入れのためにのみ使用が許されていた。しかしこの年から株主への払い戻し財源として、法定準備金の多くを占める資本準備金を使えるようになってきている。留保利益からだけでなく、資本自体の払い戻しが始まったのである⁽²⁹⁾。

2001（平成13）年には金庫株解禁の他に法定準備金を減少する道が開かれている。すなわち減資差益の用途が自由になって、これを資本準備金に組入れずに自己株取得と配当に使うことが可能になっている。また資本金および資本準備金の減少によってこれを剰余金に振り替え、これを配当可能額に含めることも可能になっている。これらはまさに株主への資本の払い戻しであり、資本と利益を区別しない思想の進展だと言えよう⁽³⁰⁾。

IV. 配当概念の変革

A) 資本の部／純資産の部の構成⁽³¹⁾

資本の部および純資産の部の構成を昭和24年に遡って整理してみよう。この構成を決めている主体は二つある。企業会計基準委員会が出す企業会計原則／企業会計基準と、商法およびこれに則って法務省が出す省令である。双方の方針は必ずしも完全には合致していないので、それぞれの基準はこれまでには乖離する時期もあれば歩み寄る時期もあった。しかし2005年に会社法が成立して以降は両者の公表している基準はほぼ一致していると言ってよいであろう。ちなみに、実務上は企業会計基準の方が上位基準とされるのが慣行のようである。

1) 1949(昭和24)年：企業会計原則

資本の部

- ①資本金
- ②剰余金
 - ②-1 資本剰余金
 - ②-2 利益剰余金

これらの内、資本金と資本剰余金は払込資本で企業内に維持すべきものである。利益剰余金は稼得資本であるから配当として分配可能である。

2) 1950(昭和25)年：改正商法

資本の部

- ①資本金
- ②法定準備金
 - ②-1 資本準備金
 - ②-2 利益準備金

ここでは資本準備金が創設されている。しかし全体の構成は昭和24年の企業会計原則によるものとはほぼ同じで、ここに言う資本準備金の内容も企業会計基準の資本剰余金にほぼ等しい。

3) 1954(昭和29)年：修正企業会計原則

資本の部

- ①資本金
- ②剰余金
 - ②-1 資本剰余金
 - ②-2 利益剰余金

文言上は昭和24年の基準と同じであるが、ここでは資本剰余金の内容が、再評価剰余金等を含めて拡充されている。剰余金は資本剰余金と利益剰余金の上位概念。

4) 1962(昭和37)年：改正商法

1963(昭和38)年：法務省令「計算書類規則」

資本の部

- ①資本金
- ②法定準備金
 - ②-1 資本準備金
 - ②-2 利益準備金
- ③剰余金

ここでは企業会計原則の構成が大幅に採用されている。取得原価主義に基づいているため資本準備金は限定されていて、財産評価差益は含まれない。また、払込資本は配当財源の枠外である。資本金でも準備金でもないものが「剰余金」とされている。

この構成形式は平成14年3月に公布される法務省令で変更されるまで継続されている。

5) 1974(昭和49)年：企業会計原則

資本の部

- ①資本金

ここでは「資本剰余金」の語が使われなくなっている。

②剰余金

- ②-1 資本準備金
- ②-2 利益準備金
- ②-3 その他の剰余金

6) 2002(平成14)年2月21日：企業会計基準第1号

資本の部	基本形式としては昭和24年の企業会計原則の表示形式に復旧したものと見える。
①資本金	
②資本剰余金	その他資本剰余金には、a) 資本金の取り崩しによる減資差益、b) 資本準備金の取り崩しによって生ずる剰余金、c) 自己株式処分差益などが含まれる。
②-1 資本準備金	
②-2 その他資本剰余金	
③利益剰余金	
④その他	

7) 2005(平成17)年12月：企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第8号

純資産の部	ここでは従来の「資本の部」が「純資産の部」に名称変更されていて、その中核部分に株主資本という語が採用されている。
①株主資本	
①-1 資本金	
①-2 資本剰余金	
①-3 利益剰余金	
②株主資本以外のもの	
②-1 評価・換算差額等	
②-2 新株予約権	
②-3 少数株主持分（連結の場合）	

「株主資本」に込められた意義は、イ) 資本取引を払込資本の範囲内に限定することと、ロ) 株主への帰属を強調することであろう。従来の資本概念では収容し得ないものは「株主資本以外」というカテゴリーに包含されている。

「評価・換算差額等」は払込資本でもなく、かつ未だ当期純利益にも含まれないもので、時価主義の原則から発生する項目である。国際会計基準では「その他包括利益累積額」の一つとされている。⁽³²⁾

8) 2006(平成18)年2月7日：法務省令「会社計算規則」第105条、第108条

純資産の部
①株主資本
①-1 資本金

- ①- 2 新株式申込証拠金
- ①- 3 資本剰余金
 - a) 資本準備金
 - b) その他資本剰余金
- ①- 4 利益剰余金
 - a) 利益準備金
 - b) その他利益剰余金
- ①- 5 自己株式（控除項目）
- ①- 6 自己株式申込証拠金
- ②評価・換算差額等
- ③新株予約権
- ④少数株主持分（連結の場合のみ）⁽³³⁾

この規則は前の「企業会計基準第5号」の内容に沿ったものとなっている。ここに言う「純資産の部」は資産と負債の差額である。新規加入項目としては資産性も負債性も有さない下記の二項目がある。⁽³⁴⁾

- ①新株予約権
- ②少数株主持分

区分の原則は国際基準に接近したものと言えよう。国際会計基準では先ず負債（返済義務のあるもの）を定義し、これに入らないものは純資産とされる。すなわち中間的区分を解消する動きが見られる。⁽³⁵⁾

B) 新たな配当概念とその原資

1) 利益配当から剰余金配当へ

前に「資本と利益の関係」の所で確認したとおり、近年、払込資本の維持を通じた企業の維持という考え方が後退し、配当が「会社財産の払い戻し」と考えられるようになって⁽³⁶⁾いる。2006年に施行された会社法ではこの動向が明確化され、長年「利益処分」と考えられてきた配当が利益を含むより広い概念としての「剰余金」の配当とされている（会社法：449）。従来、商法では配当財源を原則として留保利益に限定していたが、新たな制度ではそれが拡大されたのである。

具体的な配当形態で示せば、剰余金の配当には下記の四者が含まれる。従来からの利益配当はもちろん、自己株式の有償取得も株主に対して金銭を分配する行為という点では本質的には共通していると考えられているのである。⁽³⁷⁾

①利益配当

- ②中間配当
- ③自己株式の有償取得
- ④資本金や準備金の減少に伴う払い戻し（会社法での新項目）

2) 剰余金の内容⁽³⁸⁾

このような配当規制の緩和によって払込資本まで取り崩して剰余金に振り替える道も開かれている。剰余金の内容は下記の四点に集約できよう。

- a) 資本準備金を除く資本剰余金＝「その他資本剰余金」
- b) 利益準備金を除く利益剰余金＝「その他利益剰余金」
- c) 期中の自己株式の処分差損益
- d) 剰余金の配当額を差し引く⁽³⁹⁾

資本剰余金と利益剰余金に含まれる準備金（資本準備金と利益準備金）は含まず、しかも資本を源泉とするか、利益を源泉とするかは問われていない。したがって本質的には旧商法以来の元々の剰余金概念に回帰したとも言われている。

3) 払込資本の取り崩し

わが国では2001(平成13)年の商法改正によって払込資本の一部(「その他資本剰余金」)の配当が認められた。そして2005年の会社法では払込資本を配当する自由度が高まり、資本金と資本準備金を「その他資本剰余金」に振り替えて、これを配当することも可能になった。払込資本の取り崩しをする手段は下記のように⁽⁴⁰⁾なっている。なお、取り崩しに関する拘束力の強いものから序列化すれば下記のとおりである。

①資本金→資本準備金→その他の資本剰余金

②利益準備金→その他の利益剰余金

- a) 「資本金」を「資本準備金」に振り替えることもその逆も可能である。
- b) 「資本準備金」を「その他資本剰余金」に振り替えることも、その逆もできる。そのため結局資本金の一部を「その他資本剰余金」に振り替えて配当原資とする道も開かれている。
- c) 「利益準備金」を「その他利益剰余金」に振り替えることも、その逆も可能である。
- d) しかし、「払込資本」から「利益準備金」への振り替え、およびその逆の振り替えはできない。

V. おわりに

本稿では先ず近年の会計思考の動向に着目し、取得原価主義と結びついた収益・費用アプローチから、時価主義と結びついた資産・負債アプローチへの転換が行われつつあることを確認した。しかもその動向がアメリカとEUの主導の下に世界規模で進展しつつあることを確認した。

次に資本制度に着目し、資本金概念の大きな転換が生じていることを確認した。またこの事態と表裏一体の関係にある資本と利益の区分問題を整理し、両者の垣根が低くされつつある動向を捉えた。

最後に、資本と利益の区分が曖昧にされる会計思考は配当概念の変革につながっていることを確認した。具体的には、利益の配当から、利益のみならず、従来は社内に維持すべきものとされてきた払込資本までも配当の原資とする道が開かれつつある事態を捉えた。

ここで確認した諸事態は相互に密接に関連したものである。そしていずれも会社財産と株主との関係が変わりつつあることを示唆するものである。なお、わが国ではまだ導入されていないのでここでは取り上げなかったが、「包括利益」という新たな利益概念も提唱されている。今後はこれも含めて総合的に考察し、株式会社の本質観や設計思想の変化を明らかにしたい。

注

- (1) 神田秀樹, 「会計基準と会社法——現状と展望」, 企業会計, 第59巻第3号, 2007年, 5～6頁。特集, 「近年の会計制度変革の概要」, 企業会計, 第58巻第1号, 2006年, 18～19頁。
- (2) 武田隆二, 「企業会計原則と概念フレームワークを巡って」, 企業会計, 第58巻第1号, 2006年, 9頁。
- (3) 佐々木隆志, 「会計思考の変遷」, 会計, 第172巻第2号, 43～44頁。
- (4) 佐々木隆志, 前掲論文, 44～45および55頁。
- (5) 佐々木隆志, 前掲論文, 44～46頁。
- (6) 武田隆二, 前掲論文, 9～13頁。神田秀樹, 前掲論文, 4頁。
- (7) 小林 量, 「資本(資本金)の意義」, 企業会計, 第58巻第9号, 2006年, 26頁。
- (8) 拙稿「商法改正にみる株式会社設計思想の変遷」, 広島経済大学経済研究論集, 第29巻第4号, 7～26頁参照。
- (9) 秋坂朝則, 「会社法における資本の意義」, 会計, 第169巻第4号, 30～32頁。
- (10) 秋坂朝則, 前掲論文, 32～33頁。
- (11) 秋坂朝則, 前掲論文, 34～35頁。

- (12) 秋坂朝則, 前掲論文, 35頁。拙稿, 「わが国における最低資本金規制の導入と廃止」, 広島経済大学経済研究論集, 第28巻第3号, 33~47頁参照。
- (13) 秋坂朝則, 前掲論文, 36頁。
- (14) 秋坂朝則, 前掲論文, 37頁。
- (15) 小林 量, 前掲論文, 27頁。
- (16) 斉藤静樹, 「新会計基準と基準研究の課題」, 企業会計, 第58巻第1号, 2006年, 22頁。
- (17) 万代勝信, 「新会社法と会計基準—資本と利益の区分を中心として—」, 会計, 第171巻第3号, 346頁。
- (18) 万代勝信, 前掲論文, 346頁。
- (19) 万代勝信, 前掲論文, 346~347頁。
- (20) 安藤英義, 「アメリカで揺らぐ資本概念(資本と利益の区別)」, 会計, 第153巻第1号, 1998年, 3頁。
- (21) 万代勝信, 前掲論文, 346~348頁。安藤英義, 前掲論文, 3頁。
- (22) 安藤英義, 前掲論文, 5頁。
- (23) 安藤英義, 前掲論文, 4頁。
- (24) 安藤英義, 前掲論文, 1頁および8~10頁。
- (25) 万代勝信, 前掲論文, 348頁。
- (26) 万代勝信, 前掲論文, 346頁。
- (27) 秋坂朝則, 前掲論文, 36頁。
- (28) 秋坂朝則, 前掲論文, 36頁。
- (29) 秋坂朝則, 前掲論文, 36頁。
- (30) 秋坂朝則, 前掲論文, 36~40頁。万代勝信, 前掲論文, 350~351頁。
- (31) 安藤英義, 「資本概念の変化—資本概念をめぐる商法と会計の離合の歴史—」, 企業会計, 第58巻第9号, 2006年, 19~24頁。木下裕一, 「会社法をめぐる緒論点—会計理論と新会社法規定の差異を中心として—」, 桜美林大学経営政策論集, 第6巻第1号, 31~37頁。秋葉賢一, 「新会社法と会計基準の開発」, 会計, 第171巻第3号, 2007年, 372~373頁。秋葉賢一, 「新会計基準の概要と会社法」, 企業会計, 第58巻第5号, 2006年, 20~21頁。布施伸章, 大橋裕子, 「『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』および『株主資本等変動計算書に関する会計基準』等について」, 企業会計, 第58巻第5号, 2006年, 27~30頁。
- (32) 木下裕一, 前掲論文, 39頁。
- (33) 安藤英義, 「資本概念の変化—資本概念をめぐる商法と会計の離合の歴史—」, 24頁。木下裕一, 前掲論文, 36頁。
- (34) 小宮山 賢, 「会社法成立に伴う新会計基準の実務への影響」, 企業会計, 第58巻第1号, 2006年, 31~32頁。
- (35) 田中建二, 「会計上の資本の内と外」, 会計, 第169巻第4号, 2006年, 494頁。布施伸章, 大橋裕子, 前掲論文, 16~28頁。秋葉賢一, 前掲論文, 373頁。
- (36) 壹岐芳弘, 「資本と利益の区分—会社法における剰余金の会計規則と配当規制を中心として—」, 企業会計, 第59巻第2号, 2007年, 27頁。
- (37) 増子敦仁, 「剰余金の会計」, 企業会計, 第58巻第9号, 2006年, 45頁。
- (38) 会社法, 第446条第1項。増子敦仁, 前掲論文, 44~45頁。

- (39) 小宮山 賢, 前掲論文, 31~33頁。
- (40) 壹岐芳弘, 「会社法の新会計規制と『株主資本』の簿記処理のあり方—資本剰余金の簿記処理を中心として—」, 会計学研究, 日本大学商学部会計学研究所, 第21号, 2007年3月, 135~137頁。万代勝信, 前掲論文, 345頁。会社法, 第447条第1項, 第448条第1項, 第449条, 第450条第1項, 第451条第1~2項。